押印を求める手続の見直し等のための関係公安委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。 令和3年7月13日

佐賀県公安委員会委員長 安 永 恵 子

## 佐賀県公安委員会規則第6号

押印を求める手続の見直し等のための関係公安委員会規則の整理に関する規則 (佐賀県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 佐賀県道路交通法施行細則(昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

<b>大の衣に拘ける規定の以上部方は、下豚の部方である。</b>	
改正前	改正後
(条件等解除の手続)	
第21条 免許に付されている条件又は限定の解除又は変更を願い出	第21条 削除
ようとする者は、運転免許条件等解除・変更申請書(別記様式第	
7号)を公安委員会に提出しなければならない。	
様式第1号(第2条の2関係)	様式第1号(第2条の2関係)
略	略
注 <u>1</u> 略	注略
2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、	
署名することができる。	
<b>様式第1号の3の2</b> (第2条の4関係)	様式第1号の3の2(第2条の4関係)
略	略
注 <u>1</u> 略	注略
2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、	
<u>署名することができる。</u>	
様式第1号の5 (第4条の3関係)	様式第1号の5(第4条の3関係)
略	略
氏 名 <u>圓</u>	氏 名
略	略

改正前	改正後			
注 1 略   2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、 署名することができる。	注 略-			
様式第1号の7(第4条の6関係)	様式第1号の7 (第4条の6関係)			
略 氏 名 <u>⑩</u>	野 氏 名			
略	略			
注 <u>1</u> 略	注略			
2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、 署名することができる。	-			

様式第2号中「圓」及び(注)の3を削る。

様式第2号の3から様式第3号までの規定中「⑩」及び注を削る。

様式第4号の2及び様式第4号の3の規定中「⑩」及び注の4を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後							
様式第4号の4(第11条の2関係)				様式第4号の4(第11条の2関係)								
	略						略					
			氏 名		<u>ED</u>					所名		
									<u>代表</u>	者名		
	略						略					
	運転管理の期	勤務	所	名	11分		運転管理の期	勤	務	所	名	11分
	間	所在地		名称	職名		間	所在均	也	2	名称	職名
	自・・至・・						自・・至・・					
	証明欄(使用者)						<u>自・・至・・</u>					
	自・・至・・						自・・至・・					

改正前	改正後				
証明欄(使用者)	<u>自・・至・・</u>				
自・・至・・	自・・至・・				
証明欄(使用者)	<u>自・・至・・</u>				
自・・至・・	自・・至・・				
証明欄(使用者)	<u>自・・至・・</u>				
注 氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名すること					
<u>ができる。</u>					

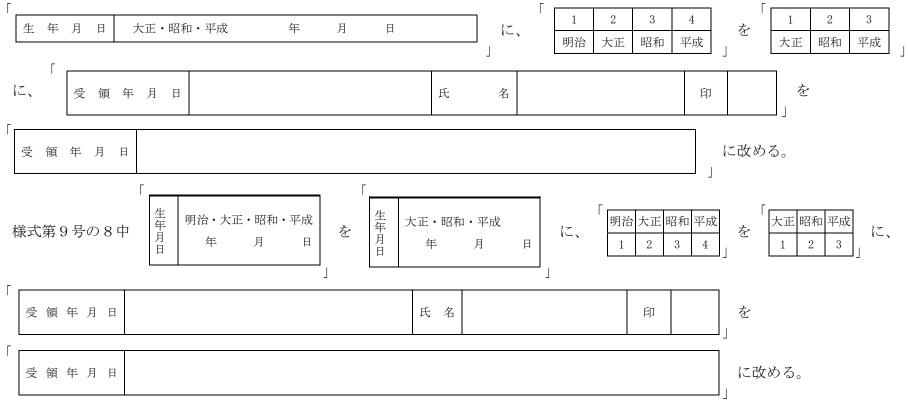
様式第4号の5中「⑩」及び注並びに同様式の(裏)を削る。 様式第4号の7及び様式第4号の9中「⑩」及び注を削る。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

		改正前	改正後				
様	式第5号	(第16条関係)	様	式第5号	(第	第16条関係)	
	略			略			
		氏 名 <u></u>				氏 名	
	略			略			
	(注)	1 略		(注)	1	略	
		2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代					
		<u>えて、署名することができる。</u>					
		<u>3</u> 略			2	_ 略	

様式第7号を次のように改める。

## 様式第7号 削除

様式第9号の6中 生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日 を



(ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの販売の届出等に関する規則の一部改正)

第2条 ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの販売の届出等に関する規則(平成14年佐賀県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「回」を削り、同様式の備考の2中「記載のうえ」を「記載の上」に改める。

様式第3号中「回」を削り、同様式の備考の3中「記載のうえ」を「記載の上」に改める。

様式第4号中「回」を削り、同様式の備考の4中「記載のうえ」を「記載の上」に改める。

(警備業法施行細則の一部改正)

第3条 警備業法施行細則(平成17年佐賀県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号及び別記様式第4号中「⑩」を削る。

(特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正)

第4条 特例施設占有者の指定等に関する規則(平成19年佐賀県公安委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。 別記様式第1号及び別記様式第5号中「⑩」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則による改正前の様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。